

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区丸の内二丁目6番2号ケネディクス不動産投資法人

代表者名

執行役員 宮島大祐

(コード番号 8972)

問合せ先

ケネディクス・リート・マネジメント株式会社

財務企画部長

田 島 正 彦 TEL.03-5288-7629

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

ケネディクス不動産投資法人(以下「本投資法人」という。)は、平成 17 年 6 月 20 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資証券(以下「本投資証券」という。)を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)不動産投資信託証券市場に上場するにあたって実施する本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行(一般募集)

(1) 発行新投資口数 75,000 口 (2) 発行価額 未定

(平成 17年7月11日(月曜日)(以下「発行価格決定日」という。)に開催さ

れる予定の役員会において決定する。)

(3) 募集方法 一般募集とし、UBS 証券会社及び野村證券株式会社を共同主幹事会社と

する引受シンジケート団に全投資口を買取引受けさせる。なお、UBS 証券会社及び野村證券株式会社以外の引受人は、大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社、みずほ証券株式会社、三菱証券株式会社及び水戸証券株式会社(以下、UBS 証券会社及び野村

證券株式会社と併せて「引受人」という。)とする。

なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」第4条に規定するブック・ビルディング方式(投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により、

発行価格決定日に決定する。

(4) 引受契約の内容 引受人は、下記(8)に記載の払込期日に引受価額(発行価額)の総額を本

投資法人に払込み、一般募集における発行価格の総額と引受価額(発行価額)の総額との差額は引受人の手取金とする。本投資法人は、引受人に

対して引受手数料は支払わない。

(5) 需要の申告期間 平成 17 年 7 月 4 日 (月曜日) から

(ブック・ビルディング期間) 平成 17年7月8日(金曜日)まで

(6) 申込単位 1口以上1口単位



(7) 申込期間 平成 17 年 7 月 12 日 (火曜日) から

平成 17 年 7 月 15 日 (金曜日)まで

(8) 払込期日 平成 17 年 7 月 20 日 (水曜日)

(9) 受渡期日 平成 17 年 7 月 21 日(木曜日)(以下「上場(売買開始)日」という。)

(10) 金銭の分配の起算日 平成 17年5月6日(金曜日)(本投資法人成立日)

(11) 発行価格、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。

(12) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2.投資口売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記 < ご参考 > 1.を参照のこと。)

(1) 売出人及び売出投資口数 UBS 証券会社 3,970 口

売出投資口数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で UBS 証券会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの上限口数であり、 需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのもの

が全く行われない場合がある。

(2) 売出価格 未定

(売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。)

(3) 売出方法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、UBS 証券会社が

3,970 口を上限として借入れる本投資証券の売出しを行う。

(4) 申込単位 1口以上1口単位

(5) 申込期間 平成 17 年 7 月 12 日 (火曜日) から

平成 17年7月15日(金曜日)まで

(6) 受渡期日 平成 17 年 7 月 21 日 (木曜日)

(7) 金銭の分配の起算日 平成 17年5月6日(金曜日)(本投資法人成立日)

(8) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。

(9) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新投資口発行(下記 < ご参考 > 1. を参照のこと。)

(1) 発行新投資口数 3,970 口 (2) 発行価額 未定

(発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。)

(3) 割当先及び投資口数 UBS 証券会社 3.970 口

(4) 申込単位 1 口以上 1 口単位

(5) 申込期間平成 17 年 8 月 16 日(火曜日)(6) 払込期日平成 17 年 8 月 16 日(火曜日)

(7) 金銭の分配の起算日 平成 17年5月6日(金曜日)(本投資法人成立日)

(8) 上記(5)に記載の申込期間までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。

(9) 発行価格、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。

(10) 一般募集を中止した場合は、第三者割当による新投資口発行も中止する。



<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、UBS 証券会社が後記「5.その他 (1) 販売先の指定」に記載の指定先の一つであるケネディクス株式会社から 3,970 口を上限として借入れる本投資証券(ただし、かかる貸借は、「5.その他 (1) 販売先の指定」に記載する通り、本投資証券のケネディクス株式会社への販売がなされることを条件とします。)の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は、上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、UBS 証券会社がケネディクス株式会社から借入れた本投資証券(以下「借入投資証券」といいます。)の返還に必要な本投資証券を取得させるために、本投資法人は平成 17 年 6 月 20 日(月曜日)開催の役員会において、上記「3 . 第三者割当による新投資口発行」に記載の UBS 証券会社を割当先とする本投資法人の投資口 3,970 口の第三者割当による新投資口発行(以下「本件第三者割当」といいます。)を、平成 17 年 8 月 16 日(火曜日)を払込期日として行うことを決議しております。また、UBS 証券会社は、平成 17 年 7 月 21 日(木曜日)から平成 17 年 8 月 9 日(火曜日)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資証券の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。UBS 証券会社がシンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、その口数のすべてが借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、UBS 証券会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引によって買付け、借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、UBS 証券会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、本投資証券を取得する予定です。そのため本件第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

上記 記載の取引に関しては、UBS 証券会社が野村證券株式会社と協議の上、これらを行うものとしています。

2.今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口数 400 口

一般募集による増加投資口数 75.000 口

一般募集後の発行済投資口総数 75,400 口

第三者割当による増加投資口数(予定) 3,970 口(注)

第三者割当後の発行済投資口総数(予定) 79.370 口(注)

(注)上記「3. 第三者割当による新投資口発行」の発行新投資口数の全口数に対しUBS 証券会社から申込みがあり、投資口の発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の調達資金の使途

一般募集及び第三者割当による新投資口発行における手取金については、本投資法人による特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。)の取得資金等に充当します。

4. 投資主への利益配分等

本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い利益配分等を行います。



5.その他

(1) 販売先の指定

引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本投資法人が資産の運用に係る業務及び機関運営に係る事務を委託しているケネディクス・リート・マネジメント株式会社の株主であるケネディクス株式会社並びに本投資法人に対して特定資産を譲渡することに合意している有限会社ケイダブリュー・オフィス及び有限会社ケイダブリューオー・サードに対し、一般募集の対象となる本投資証券のうち、それぞれ3,770 口、2,000 口及び4,000 口を販売する予定です。

(2) 売却・追加発行等の制限

ケネディクス株式会社は、平成 17 年 6 月 20 日現在本投資証券を 200 口保有する投資主であり、更に、一般募集の対象となる本投資証券のうち 3,770 口を取得する予定です。また、本投資法人に対して特定資産を譲渡することに合意している有限会社ケイダブリュー・オフィス及び有限会社ケイダブリューオー・サードは、それぞれ、一般募集の対象となる本投資証券のうち 2,000 口及び 4,000 口を取得する予定です。

ケネディクス株式会社は、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、上場(売買開始)日から平成 18年7月 21日までの期間、一般募集において取得する本投資証券及び一般募集前から所有している本投資証券につき、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売却、担保提供、貸出し等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資証券の貸出し等を除きます。)を行わない旨を合意しています。

また、有限会社ケイダブリュー・オフィス及び有限会社ケイダブリューオー・サードは、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、上場(売買開始)日から平成 18 年 1 月 21 日までの期間、一般募集において取得する本投資証券につき、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売却、担保提供、貸出し等(ただし、一般募集において取得する本投資証券の、それぞれの匿名組合契約を通じた出資者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び宗教法人妙道会教団)に対する売却を除きます。)を行わない旨を合意しています。なお、上記匿名組合契約を通じた出資者に対する売却については、当該出資者が、取得日から平成 18 年 1 月 21 日までの期間、当該売却により取得する本投資証券につき、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売却、担保提供、貸出し等を行わない旨を約束し、かつ、共同主幹事会社に対してその旨の誓約書を提出することが、売却の条件とされています。

本投資法人は、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、上場(売買開始)日から平成 17 年 10 月 21 日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、投資口の追加発行等(ただし、本件第三者割当による本投資証券の追加発行等を除きます。)を行わない旨を合意しています。

なお、共同主幹事会社は、その裁量で上記 及び における制限の一部又は全部を解除する権限を有しています。

更に、上記 及び に記載した制限とは別に、平成 17 年 6 月 20 日現在における投資主は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出し等に関する規則」その他の適用規則に基づき本投資法人との間で継続所有に関する確約を行っており、平成 17 年 5 月 6 日から一年間を経過する日までの間は、原則として平成 17 年 6 月 20 日現在における所有投資口の全部又は一部を第三者に譲渡しないこととなっています。

以上

*本資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会